

## エクサカーション実施支援補助金FAQ

<b>●申請について</b>	
・催事全体の開催概要が分かる資料は、どのようなものか？	催事タイトル、目的、主催、日程及び場所、プログラム（行程表）、後援や協賛等が分かる書類です。
・エクサカーションの具体的な基準は？	沖縄の文化、社会、自然、歴史に関する観光、視察等のために那覇市内を1施設以上訪問し、案内ガイドや体験コンテンツを伴うものとします。
<b>●補助対象経費について</b>	
・補助対象経費は？	車両借り上げ料、高速料金、交通機関の利用料、バスガイド、自然ガイド、外国語通訳者、観光施設、産業施設等の入館料等
・那覇市外の行程もあるが、車両借り上げ料はどこまでが補助対象か？	那覇市内1施設以上を活用したエクサカーションが含まれていれば、その日1日分の車両借り上げ料を補助対象として計上いただけます。
・実施後、証憑書類の提出は必要ですか？	必要です。 エクサカーション実施後速やかに実施報告書等と併せて提出をお願いします。
<b>●他支援との併用について</b>	
・那覇市の開催歓迎支援メニューとの併用は可能か？	可能です。
・開催運営を外部（運営会社）に委託している場合、委託事業者から申請を行ってもいいのでしょうか？	問題ございません。 その場合、申請時には交付要綱第6条（6）に定める委任状と委託契約書の写しの提出が必要です。
・沖縄観光コンベンションビューローの「おもてなし支援」や「コンベンション貸切バス等運行支援事業」、「学術会議開催支援」との併用は可能ですか？	沖縄観光コンベンションビューローの支援のうち、「おもてなし支援」のみと併用が可能です。